

第3節 活力ある産業のまちづくり

3-1 農・林・水産業の振興

1. 施策の目的

対 象	意 図
農林水産業者・従事者	経済的に豊かになる

2. 現状と課題

[現状]

- 農業収入を主とする農家が（専業農家及び第1種兼業農家）1,757戸存在する一方で、国が効率的かつ安定的な農業経営の担い手と位置付けている[※]認定農業者の数は308戸に留まっており、経営体質の強い農家が十分に存在するとは言えません。
- これまでも、国・県等の補助事業等を活用して生産基盤の整備を行ってきましたが、中山間地域を中心に基盤整備がなされていない農地や森林等が残存しています。また、水産業についても生産基盤となる海や川の環境変化により、漁業資源が減少しているものと考えられます。
- 中山間地域では、農業者の高齢化に伴い、単独で耕作することが困難となっている農地が見られます。
- 新規就労（就農等）者が年間10人程度いるものの、後継者不足や高齢化の進行により農林漁家数、従事者数ともに年々減少しています。
- 食品表示の偽装問題などが発生し、消費者の中には食材の安全性に不安を感じている方がいるものと考えられます。
- トマト、茶、しいたけなどの特産品は多いものの、全国的に名の知られたブランド商品がなく、他のブランド産地の同一商品と比べて、有利な取引がなされていません。
- 市内には21の観光農園があり多くの方が訪れます。しかし、品種の関係などから市内において開園している農園が見られない時期があり、その時期における観光農業への需要を逃している可能性があります。また、林業及び漁業と観光を結びつける取り組みは、具体化の途上にあります。

[課題]

- 各種事業を活用するなどして経営体の体質向上を図る必要があります。
- 全ての産業について、生産基盤のより一層の充実を図る必要があります。

※認定農業者

平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法に基づき、5年間の農業経営改善計画を自ら作成し、効率的で安定した農業経営を目指す農業者のことで、市が認定した者のことをいいます。

- 中山間地域においては[※]集落営農の推進を図る必要があります。
- 後継者や新規就労（就農等）者への支援に努める必要があります。
- 消費者の求める、安心・安全・新鮮な食材供給のための地産地消の推進に努める必要があります。
- 農林水産物の「霧島ブランド」の確立に努める必要があります。
- 新たな品種等を取り入れ年間を通じた観光農林漁業を推進する必要があります。

3. 方針

- 農林水産業の生産条件を向上させ、中核農林漁家や経営体の育成に努めるとともに、新規就労（就農等）者を確保します。また、地場産品の販売経路拡大による雇用創出などの新たな収益モデルを確立し、従事者の所得向上を目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成16年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
生産額（農業）	百万円	9,188	9,500
生産額（林業）	百万円	1,738	2,000
生産額（漁業）	百万円	492	500
豊かになったと感じる農林水産業者・従事者の割合	%	22.6 (平成18年度)	30.0

[設定理由]

- 「生産額（農業）」については、生産基盤の整備や農地の集約を図り、より付加価値の高い農産物の生産やブランド商品の開発を推進することにより3億1,200万円の生産額増加を目指します。
- 「生産額（林業）」については、林道等の整備を図るとともに、高性能林業機械の導入を支援し、作業の低コスト化や若手労働力の確保に努めることにより2億6,200万円の生産額増加を目指します。
- 「生産額（漁業）」については、「作り育てる」漁業の確立に努めるとともに、多角経営に活路を見出す漁業従事者を支援することにより800万円の生産額増加を目指します。
- 「豊かになったと感じる農林水産業者・従事者の割合」については、兼業従事者の安定的な就業を支援するとともに、高齢農家の優れた技術を直売所等での活動に活かし、販売経路の拡大、加工品づくりなどを積極的に行うことにより従事者の所得向上を図り、7.4%増の成果向上を目指します。

※集落営農

集落内の複数農家が協定を結び、農地、機械、施設の共同購入と利用や、農作業の分担など、共同・組織化した生産活動を行うことをいいます。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
農・林・水産業の振興	(1) [*] 農林漁業経営体への支援
	(2) 生産基盤の整備
	(3) 集落営農の推進
	(4) 農林水産業の新規就労（就農等）の支援
	(5) 地産地消の推進
	(6) ブランド化の推進
	(7) 観光農林漁業の推進

6. 基本事業の内容

(1) 農林漁業経営体への支援

- 県や農業協同組合等と連携し、担い手、認定農業者の育成支援を行います。また、担い手に農地が集積されるよう農地の流動化に努めるほか、農林産物の安定的な生産や品質確保のため、病虫害、鳥獣被害対策を支援します。
- 森林組合等と連携し、除間伐等の森林^{*}施業を積極的に推進するほか、高性能機械の導入により森林組合や林業経営体等の施業量確保を支援します。
- 漁業従事者の環境保全活動に対する支援を行うほか、「作り育てる」漁業への取り組みに対する啓発、支援に努めます。

(2) 生産基盤の整備

- 農道及び用排水路等の整備水準を高めるとともに、林業に関しては施業量の確保のために林道等の整備を図ります。
- 産卵礁の設置や稚魚放流を行い、水産資源の維持・培養を図ります。

(3) 集落営農の推進

- 地域に即した農業を維持、発展させるため農家の組織化を推進するとともに、農地の集積を進め、経営規模の拡大や経営の効率化並びに農地の保全を図ります。

※農林漁業経営体

農林漁業を営む個人を含む組織体のことをいいます。

※^キ施業

森林に対する植林、植栽、下刈り、除伐、間伐、伐採などの人為的な働きかけのことや、個別技術で枝打ち等のことを総称していいます。

(4) 農林水産業の新規就労（就農等）の支援

- 担い手育成総合支援協議会による就農・営農相談活動を通し、新規就農を志す者が農業に参入しやすいような情報を提供するほか、農業経営上の各種技術習得のための研修支援を行います。

(5) 地産地消の推進

- 直売所や学校給食等への安心・安全・新鮮な食材を供給するほか、消費者との交流イベント等を通して、地場製品の消費拡大を図ります。
- 地元流通業者や、ホテル、旅館、飲食店等への販売を促進するため、農産物等の安定供給体制を確立します。
- 地域資源である林産物の有効利用を図ります。

(6) ブランド化の推進

- 霧島ブランドにふさわしい特産品を選定し、ブランド確立に向けた戦略推進体制の構築を図ります。

(7) 観光農林漁業の推進

- 農林漁業体験と観光資源とを組み合わせ、観光業者等と連携し[※]グリーンツーリズムを推進することにより農林漁業の活性化、観光振興を図ります。



新茶の摘みとり



シイタケ狩り体験（グリーンツーリズム）

※グリーンツーリズム

主に都市住民が農村を訪れ、農家の雰囲気や景観を楽しみながら余暇を過ごすことをいいます。

3-2 商工業の振興

1. 施策の目的

対 象	意 図
商工業者・従事者	経済的に豊かになる

2. 現状と課題

[現状]

- 近年、企業業績の好調もあり本市の誘致企業数は、平成17年度県内36件中12件と県内でも上位の位置にあります。また、商業は国分・隼人地区において、郊外に大規模小売店舗の出店も多く、商工業は少しずつ伸びている傾向にあります。
- 中心市街地においては閉店や規模縮小の店等もあり空き店舗も目立ちます。また、市街地と中山間地域の商店街（特に各総合支所周辺）では集客の格差が発生しています。
- 焼酎、黒酢、関平鉱泉水などの特産品や、薩摩錫器、薩摩弓、初鼓などの工芸品は霧島ブランドとして全国的に知られており、雑誌、テレビ等の取材を多く受けています。

[課題]

- 商工会議所・商工会に対し、商工業者のアドバイザーとしての役割強化を働きかけるとともに、連携して商工業者への経営支援を行う必要があります。
- 恵まれた自然環境や地域文化に根ざした多くの特産品について、ブランド化を推進する必要があります。

3. 方 針

- 商工業者の安定経営に資するための各種支援策を充実させ、生産・流通拡大に努めることで従事者の所得向上を目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成16年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
生産額	百万円	381,726	400,000
所得額	百万円	276,418	280,000
豊かになったと感じる商工業者・従事者の割合	%	18.4	20.0

[設定理由]

- 「生産額」については、今後も積極的な企業誘致活動を行い、進出企業増加に伴

う生産額向上を見込みます。また、既存事業所の新製品・新事業開発への支援を行うほか、特産品のブランド化を積極的に推進し、供給増による生産拡大を図り182億7,400万円の生産額増加を目指します。

- 「所得額」については、商工会議所、商工会を通じた経営改善指導等により商工業者の安定的な経営を持続させるとともに、市民に対し地元での商品購入を積極的に呼びかけ、商工業の活性化を図ることにより35億8,200万円の所得額増加を目指します。
- 「豊かになったと感じる商工業者・従事者の割合」については、商工業者の安定的な経営維持のための各種経営支援を行い、生産額や所得額の増加を図り、1.6%増の成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基本事業
商工業の振興	(1) 商工業者に対する経営支援
	(2) 買い物のしやすい環境の確保
	(3) ブランド化の推進

6. 基本事業の内容

(1) 商工業者に対する経営支援

- 商工業者の経営安定と体質強化を図るため、^{*}制度資金借入に対する利子の補給補助を行うほか、商工会議所・商工会に対し、中小企業経営相談や各種講習会開催に係る助成を行います。
- 海外貿易の振興に努めている「かごしま海外ビジネス支援センター」と連携しながら、商工業者へ情報提供を行います。
- 新製品、新事業開発を行う事業者に対する支援制度の創設を検討します。

(2) 買い物のしやすい環境の確保

- 街路灯の設置や修繕を行う商店街の通り会に対し、事業補助を行います。また、地元で買い物をする消費者が恩恵を受けられるような商店街独自の取り組みを支援します。
- 大規模小売店舗の新・増設計画等に対し、周辺地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保の見地から関係者の意見を聴取し適切な調整を行います。

(3) ブランド化の推進

- 特産品協会や地元事業者とともに、物産展での特産品販売やPR等を行い、新しい「霧島ブランド」の開発・普及に努めます。

※制度資金借入

県や国民生活金融公庫などの経営支援融資制度を中小企業者が活用することです。

3-3 観光業の振興

1. 施策の目的

対 象	意 図
観光業者・従事者	経済的に豊かになる

2. 現状と課題

[現状]

- 日本最初の国立公園である自然豊かな霧島連山の麓には数多くの温泉源が散在し、霧島温泉郷、霧島神宮温泉郷、新川渓谷温泉郷、日当山温泉郷などの温泉地を形成しています。
- 豊かな自然や良質の温泉に恵まれているにも関わらず、本市の知名度は、全国的には高いとは言えません。
- 消費者の求める観光の形態が、物見遊山的観光から滞在体験型志向に変わりつつあります。
- 豊かな森林の癒し効果を医学的に解明し、健康増進やリハビリテーションに役立つ「森林セラピーの基地」として霧島温泉地区が鹿児島県で最初の認定を受けました。
- 首都圏等における観光物産展等に参加し、積極的なPR活動を行っています。また、ホームページ内に「霧島市総合観光案内サイト」を設け、観光モデルコースや祭り・イベント等の観光情報を随時発信しています。
- 温暖な気候や交通アクセスの良さに加え、練習場や宿泊施設などが充実していることから、毎年多くのスポーツ団体がシーズン前にキャンプを行っています。
- 本市は、中国、韓国と近距離にある上に、両国の主要な都市である上海、ソウルと定期航路が開設されており、両国からのアクセスが容易な地域となっています。

[課題]

- 観光地としての本市の知名度を向上させる必要があります。
- 地域の観光資源を発掘し、観光客誘致につながるような滞在型観光商品を企画・開発する必要があります。
- 霧島温泉地区については施設整備や健康メニューの検討などを協議し、森林セラピー基地としての事業展開を確立する必要があります。
- 合併前から地区ごとに活動していた観光協会の統一を図るとともに、観光従事者の観光協会加入を促進し、一体となった宣伝活動を行っていく必要があります。
- 訪れた人が滞在をより楽しめるように、観光案内板や観光パンフレットを作成するほか、地域住民と触れあえる体験型観光の仕掛けづくり等、受け入れ体制の質の向上を図る必要があります。

○海外観光客誘致を推進するため、海外観光客の動向を把握する必要があります。

3. 方針

○地域の特色を活かした観光資源の開発を行うとともに、魅力ある霧島市について地域が一体となった宣伝活動を展開し、国内外への情報発信に努めます。また、今後増加が見込まれる観光客の満足度を高めるために、観光業従事者の「おもてなし」意識の向上に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成17年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
観光客数 (宿泊 + 日帰り)	人	6,704,000	10,000,000
観光客数 (宿泊 + 日帰り) × 観光客一人当たりの消費額	百万円	55,274	75,841

[設定理由]

○「観光客数 (宿泊 + 日帰り)」及び「観光客数 (宿泊 + 日帰り) × 観光客一人当たりの消費額」については、平成20年のNHK大河ドラマ「篤姫」の放映を機に、県内を訪れる観光客数の増加が予想され、本市においても波及効果が見込まれます。また、同年「ねんりんピック」が鹿児島県で開催され、3種目の開催が決定している本市への来訪者増も予想されるほか、平成23年の九州新幹線全線開通を視野に入れた観光客誘致活動により、観光客数の329万6,000人増加及び観光客数 × 観光客一人当たりの消費額の205億6,700万円増加を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
観光業の振興	(1) 観光誘致宣伝活動の展開
	(2) 地域の特色を活かした観光商品開発の促進
	(3) 受け入れ体制の充実
	(4) 海外からの観光客の誘致

6. 基本事業の内容

(1) 観光誘致宣伝活動の展開

○地元観光協会、県観光課、鹿児島四地区観光連絡協議会等と連携を密にし、国内

主要都市における効果的な観光客誘致活動を行います。

(2) 地域の特色を活かした観光商品開発の促進

- 滞在体験型志向への変化を好機と捉え、市民、行政、観光協会及び国内旅行エージェントとともに、市内一円に存在する湯量・泉質ともに豊富な温泉群と広葉樹林を楽しめる散策路を組み合わせた健康指向型商品や、気軽に登山に挑戦できる霧島連山、スポーツ、芸術、文化、歴史を活かした観光商品・ツアーを企画します。
- 海拔ゼロメートルから標高1,700メートルにわたる市域に点在する景観スポットや史跡などを適切に網羅したコースや、伝統文化行事を気軽に体験することのできるコースなどの制作に努めます。
- 本市の特産品で全国的に知名度の高い関平鉱泉水については、濃縮加工品などの開発や販売拡大などを目指します。

(3) 受け入れ体制の充実

- 観光客に「癒し」を与えるのに不可欠となる「おもてなしの心」を育むため、観光従事者に対する研修会を観光団体と共同で積極的に開催するとともに、地域住民に対し「おもてなし」意識の醸成を働きかけます。
- 観光案内に資する観光ボランティアガイドの育成を図ります。

(4) 海外からの観光客の誘致

- 定期航路が開設されている上海、ソウルに重点をおき、航空会社や海外旅行エージェントと連携し、外国人観光客のニーズの把握・分析、外国人を対象にしたモニターツアーの実施検討等を行い、積極的に外国人観光客の誘致活動を実施します。
- 旅行会社やマスコミ関係者に本市の魅力を知ってもらうための取り組みや観光地霧島のPRに努めます。
- 外国語による観光案内板や観光パンフレットの作成などに取り組みます。



農業体験をする修学旅行生
(滞在体験型)



霧島連山トレッキング

3-4 雇用の促進

1. 施策の目的

対 象	意 図
求職者	就労する
事業所	雇用を増やす

2. 現状と課題

[現状]

- 本市には、世界的に有名な大企業が立地しています。新規設備投資にも意欲的であり、新工場の建設等に伴う雇用拡大など、地元雇用への貢献度は非常に高いものとなっています。
- 有効求人倍率は県平均を上回っていますが、全国平均と比べると低い状況です。
- 製造業工場、大規模商業施設等の立地により、近隣市町と比較すると雇用の場は確保されています。
- 高速交通体系の整備による物資輸送ルートが確立されているほか、河川や湧水を水源とした一定量の工業用水が確保できるなど企業立地条件に恵まれており、進出企業数は県内でも上位の位置にあります。

[課題]

- 雇用情報を提供するとともに、起業支援制度の充実や、雇用創出につながる積極的な企業誘致活動を行う必要があります。
- 企業立地に必要な工場等用地や工業用水、電力源、通信網の確保に努め、製造業、流通業、ソフトウェア業等の企業誘致活動を行う必要があります。

3. 方 針

- 進出企業数の増加につながる企業誘致活動を継続して行い、地元雇用の拡大・促進を図るとともに、事業所に対し雇用者数の増加を検討するよう働きかけます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
求職者のうち就労した人の割合(就職決定率)	%	36.0	37.0
誘致企業が新たに増やした雇用者数	人	371	370
現在操業している誘致企業数	社	91	110

〔設定理由〕

- 「求職者のうち就労した人の割合（就職決定率）」については、ここ数年、32%から36%の範囲で推移していますが、今後の社会情勢により低下も懸念されていますので、企業や商業施設等の立地等を視野に入れて雇用の場の確保に努め、就職決定率の1%向上を目指します。
- 「誘致企業が新たに増やした雇用者数」については、昭和45年度以降に市内に立地した誘致企業が各年度に増員した従業員数を掲げています。
景気の動向に雇用情勢は大きく左右されますが、今後も積極的な誘致活動や関係機関との連携を図り、地元雇用創出に有利となる支援事業等を行うことにより平成24年度も同水準を目指します。
- 「現在操業している誘致企業数」については、積極的な誘致活動の結果、年平均で2社から3社の増加が見られ、現在91社となっています。今後は、さらに積極的な誘致活動を行うことにより、見込みよりも多い、年3社から4社の誘致に努め、平成24年度には平成18年度比19社増の110社を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基本事業
雇用の促進	(1) 地域の特色を活かした雇用の促進
	(2) 企業の誘致

6. 基本事業の内容

(1) 地域の特色を活かした雇用の促進

- 鹿児島労働局、公共職業安定所と連携を図りながら、地元雇用創出に有利となる支援事業等を活用します。
- U I ターン者に対する就労情報の提供や創業支援に取り組みます。

(2) 企業の誘致

- 企業訪問を積極的に行うほか、優遇制度の充実を図り企業誘致を推進します。
- 大企業を誘致しやすい優良地の確保に努めます。



市内企業で働く従業員

第4節 育み磨きあうまちづくり

4-1 学校教育の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
園児・児童・生徒	知、徳、体の調和のとれた成長をする

2. 現状と課題

[現状]

- 学力の成果水準の指標である「基礎・基本」習得への取り組みを行っています。
- 地域住民・保護者の声かけ運動の普及により、あいさつをする児童・生徒が多く見られます。
- 体力面の充実を図る上で、児童・生徒の運動意欲の差異が拡大する傾向にあります。
- すべての児童・生徒のより良い学習機会の確保のために、教育施設・設備環境の改善に努めています。

[課題]

- 「基礎・基本」習得に関しては、児童・生徒の学習意欲を高め、日常的な学習習慣を身に付けるための手立てが必要です。
- 心の教育に関しては、学校・家庭・地域の関係機関や企業等の連携をさらに進め、児童・生徒の道徳性を高めていく必要があります。また、あいさつに関しては定着化が図られつつあるものの、引き続き地域をあげての声かけ運動を推進する必要があります。
- 体力面の充実に関しては、学校・家庭・地域で運動する機会をさらに設ける手立てを講じる必要があります。
- 地域の特色を活かした教育活動を展開するとともに、学校間の交流を推進していく必要があります。
- 児童・生徒が常に適切な環境の下で教育を受けられるよう、学校教育施設の整備や耐震化、教育備品の整備を行う必要があります。
- 児童数の増加に伴う学校規模の過大化に対応するため、大規模校の分離新設を進める必要があります。

3. 方針

○学力の成果水準の指標である「基礎・基本」習得のため、学習内容の充実を図ります。また、あいさつをはじめとする心の教育を推進するとともに、運動する時間の確保に努め、体力面のさらなる向上を目指します。これらの教育環境を整えるために、教育委員会や学校のみならず、地域や家庭とのより良い連携づくりに努めていきます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
「基礎・基本」が身についた児童・生徒 (=市立小学校5年生)の割合	%	74.9	78.0
「基礎・基本」が身についた児童・生徒 (=市立中学校1年生)の割合	%	65.9	68.9
「基礎・基本」が身についた児童・生徒 (=市立中学校2年生)の割合	%	64.5	67.5
あいさつができている児童・生徒の割合	%	75.0	85.0
柔軟性(体力測定結果)	cm	38.2	41.5
持久力(体力測定結果)	回	55.6	58.7

[設定理由]

○「基礎・基本が身についた児童・生徒の割合」については、平成18年度実績では市立小学校5年生、市立中学校1年生及び2年生のいずれの学年においても、それぞれの県平均をやや下回っています。

今後は、いっそう指導のあり方を工夫して学習意欲を高めたり、家庭学習の習慣を充実させるなどして、平成24年度までにそれぞれ3%の向上を目指します。

○「あいさつができている児童・生徒の割合」については、声かけ運動が不十分な学校への働きかけを行い10%の成果向上を目指します。

○「柔軟性・持久力(体力測定結果)」については、平成18年度実績ではそれぞれの県平均をやや下回っていることから、体育学習の充実や日常的な体力づくりに取り組むなどして県平均と同水準を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
学校教育の充実	(1) 学力の向上と個性を育む教育の推進
	(2) 心の教育の推進
	(3) 体育・保健指導の充実
	(4) 特色ある教育活動と開かれた学校づくり
	(5) 教育環境の整備
	(6) 幼稚園教育の推進
	(7) 高等学校教育の推進

6. 基本事業の内容

(1) 学力の向上と個性を育む教育の推進

- 教育課程を見直し、学力の「基礎・基本」を定着させる取り組みを行います。
- 少人数指導や習熟度別指導などの実施を通じて授業をより一層充実させるとともに、適切な補充指導を行います。
- 学級活動や総合的な学習の時間を、より効果的に活用していきます。
- 教職員の資質の向上を図るために、教科指導力向上の研修への積極的な参加を推進します。
- A L T（英語圏の外国語指導助手）派遣体制の充実を図ります。
- メディアセンターとの連携による情報教育を推進します。
- 家庭との連携を深め、家庭学習の充実を図ります。

(2) 心の教育の推進

- あいさつをはじめ、道徳性の向上に努めます。
- いじめ、不登校の解消を目指す積極的な生徒指導を推進します。
- 読書活動、学校図書館の充実を図ります。
- 児童会活動、生徒会活動を推進します。
- 特別支援教育に関する研修を実施し、教職員の資質の向上を図ります。
- 高齢者施設、養護施設等への訪問を通し、ボランティア活動を推進します。

(3) 体育・保健指導の充実

- 体育の実技時間を確保し、授業の充実に努めます。
- 一校一運動（体力づくり）を推進します。
- 歯みがき週間等を通じて自主性を育て、疾病の予防につながるような保健指導を行います。
- 学校給食を中心とする食育の充実に努め、望ましい基本的な食生活習慣を身につけていくように取り組みます。

(4) 特色ある教育活動と開かれた学校づくり

- 学校が行う取り組みに対しての自己点検・自己評価の推進と結果の公表を行います。
- 学校評議員制度**を効果的に活用するとともに、外部評価の充実を図ります。
- 特認校制度や山村留学制度など、地域の特色を活かした学校づくりを進めます。
また、地域で活躍している人々に学校教育活動へ参加していただき、培ってきた知識や経験を教材として活用する取り組みを行います。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間（11月）中の、学校開放等の取り組みをより充実させます。
- 郷土の自然・歴史・文化（方言）・伝統芸能を大切にした教育活動を推進します。
- 家庭と連携した学校教育推進に努めます。

(5) 教育環境の整備

- 地震発生時に児童・生徒等の安全を確保するために、できるだけ早期に全ての学校教育施設が耐震基準を満たすよう、必要な改修を行います。
- 児童・生徒が常に適切な環境の下で教育が受けられるよう、学校教育施設（給食センター含む）や教育備品の整備に努めるとともに、大規模校等においては仮設教室の解消を目指します。
- 教育に係る経済的負担の軽減を図るため、小・中学校保護者の所得状況に応じた就学費援助を行います。
- 地理的な理由から遠距離通学を余儀なくされたり、安全面において通学支援制度の利用が必要な児童・生徒に対しては、公共交通機関の整備状況などを勘案し、最適な通学手段を確保します。

(6) 幼稚園教育の推進

- 望ましい教育課程を編成し、家庭と連携しながら基本的な生活習慣や集団行動を身につけさせるため、しつけを徹底します。
- 幼稚園教育研修会、幼稚園・小学校連携研修会の充実を図ります。
- 評議員制度を効果的に活用し、外部評価の充実を図ります。

(7) 高等学校教育の推進

- 実習環境等の改善・充実を進め、高度資格取得のための環境を整備します。
- 上級学校への進学、就職指導の充実を図ります。
- 小学校・中学校との連携をより強化します。

※学校評議員制度

学校評議員は、保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聴取し、学校経営に活かすために学校が設置するもので、教育委員会の判断により学校ごとに置かれます。本市では学校規模に応じて3名から5名の学校評議員が各学校に置かれています。

なお、学校評議員は、保護者や地域住民などの教育に関して、理解や見識を持つ方の中から、校長が推薦し、教育委員会が委嘱します。

4-2 青少年の健全育成

1. 施策の目的

対 象	意 図
青少年	心身ともに健全な成長をする

2. 現状と課題

[現状]

- 子どもたちが望ましい人間関係を築いたり、たくましく生きる力、郷土愛などを育んだりする機会や場が不足してきています。
- 青少年育成事業については、地域の特性を活かした取り組みを行ってきたところですが、現在市全体で取り組む体制の整備を進めています。
- 平成18年度には青少年健全育成事業の指針となる『わんぱく「きりしまっ子」育成プラン』を策定し、平成19年度からプランに基づいた体験活動プログラムを実施しています。
- 中・高校生の青少年育成団体等への加入者が少ない状況です。

[課題]

- 子どもたちに、霧島の自然、文化、伝統等を教え、郷土愛を培う必要があります。
- 学校、家庭、地域で、心と体のバランスのとれた「きりしまっ子」を育てるために、豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行う必要があります。
- 青少年育成団体等の指導者・リーダーを育成し、活動内容の充実を図る必要があります。
- 中・高校生の青少年育成団体等への加入率が低いため、学校外活動を行う環境の整備や加入促進に努める必要があります。
- 有害図書自販機撤去運動や校外補導をより強化するとともに、防犯パトロールを充実させ、青少年を取り巻く生活環境の改善に努める必要があります。
- 青少年の深夜徘徊件数が年間400件を上回るため、地域の見守りや家庭におけるしつけを徹底するなど、「市民全体で青少年を育てよう」という気運を高めていく必要があります。

3. 方 針

- 青少年健全育成の推進のため、『わんぱく「きりしまっ子」育成プラン』を指針とし本市の自然環境を活かした様々な体験活動を通して、心と体のバランスのとれた「きりしまっ子」を育成します。
また、学校・家庭・地域をはじめ青少年健全育成団体との連携を深め、増加する青少年の補導件数を減らすための活動を積極的に行います。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
学校外活動を行う青少年育成団体に加入している児童・生徒数	人	12,100	12,100
青少年育成団体の数	団体	476	476
市内における青少年の補導件数	件	583	400

[設定理由]

- 「学校外活動を行う青少年育成団体に加入している児童・生徒数」については、今後、少子高齢化の進行により児童・生徒数の減少が予想されます。また、中・高校生の青少年育成団体への加入率が約20%と低い現状にあることなどから、地域の積極的な取り組みを推進するとともに、学校外活動を行う環境の整備により加入率の向上を図り、現状の加入児童・生徒数の維持に努めます。
- 「青少年育成団体の数」については、児童・生徒数の減少及び指導者の高齢化等に伴う減少が予想されますが、今後、活動内容の充実を目的とした団体指導者やリーダーの育成を計画的に行うことにより現状の団体数の維持に努めます。
- 「市内における青少年の補導件数」については、有害図書自販機撤去運動、校外補導、防犯パトロールなどを展開し、市内全域で青少年を見守りながら情報を共有することにより地域の青少年を育てようという気運を高め、補導件数の183件減少を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
青少年の健全育成	(1) 体験と学びを支援する環境づくり
	(2) 青少年の非行防止のための環境づくり

6. 基本事業の内容

- (1) 体験と学びを支援する環境づくり
 - 『わんぱく「きりしまっ子」育成プラン』に基づいて青少年育成事業を実施し、心と体のバランスのとれた「きりしまっ子」を育成します。
 - 体験活動プログラムを充実させるとともに、推進体制を整備し、学校・家庭・地域が連携して体験活動の機会や場を提供します。
 - 青少年育成団体の指導者・リーダーの育成を図ります。

(2) 青少年の非行防止のための環境づくり

- 地域の見守りや家庭におけるしつけの徹底など、市民全体で青少年を育てようという気運を高めます。
- 有害図書自販機撤去運動、校外補導、防犯パトロールへの取り組みを強化し、青少年を取り巻く生活環境の改善に努めます。



地域と学校が協力して行う体験型授業



青少年活動（すずかけ冒険塾）

4-3 スポーツ、芸術文化の振興

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	スポーツに親しむ・芸術文化に親しむ

2. 現状と課題

[現状]

- スポーツ、芸術文化活動の実践レベルは県内でも高い水準にあります。
- 体育協会やスポーツ少年団については、市全域を統括する組織の統一がなされていますが、競技種目団体の中には統一が図られていない団体もあります。
- 一部の体育施設においては老朽化が進んでいます。
- 市民の多種多様な芸術文化活動が積極的に行われており、活動する拠点会場の確保に苦慮している団体もあります。
- 鑑賞事業を随時開催していますが、市単独開催では集客が難しい状況です。様々な団体と連携しジョイントコンサートなどの鑑賞事業を開催しています。国分シビックセンターの市民ギャラリーでは、絵画展や書道展など多様な展示が各種団体によって積極的に開催され、多くの市民に芸術作品の鑑賞機会を提供しています。

[課題]

- スポーツ少年団については統一がなされているので、今後は団員の交流を深めていく必要があります。なお、統一されていない競技種目団体については早めに統一を図る必要があります。
- 競技種目団体の統一がなされておらず、施設利用日が重複し利用できない団体があるため、市内全域にある体育施設を有効活用するよう働きかけを行う必要があります。
- 今後、一部の体育施設においては老朽化に伴い、維持管理費が増大すると考えられます。維持管理の計画策定や改修を行うとともに、使用料減免制度の見直しを検討し、指定管理者制度導入施設については特に早急な対策を講じる必要があります。
- 芸術文化活動では、舞台講習を開催するなど音響・照明効果などを出演者が学び、より芸術性を高めることが必要です。
- 市民に音楽等の優れた芸術文化に触れる機会を提供していく必要があります。

3. 方針

- スポーツ振興については、市民の健康・体力の保持増進を図るとともに、融和と連帯感を養い、温もりと活力に満ちた明るく豊かなまちづくりに努めます。また、スポーツを通じて交流活動の活性化が図られる活動を奨励します。
- 芸術文化振興については、市民の自発的な文化活動を支援します。また、多様化する市民のニーズに対応した文化活動を推進し、日常生活にゆとりと潤いを感じることでできる文化の薫り高いまちづくりを推進します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
スポーツに親しんでいる市民の割合	%	58.0	70.0
芸術文化に親しんでいる市民の割合	%	55.0	60.0

[設定理由]

- 「スポーツに親しんでいる市民の割合」については、高齢者層における比率が高く、特に男性の比率が高い現状となっています。近年の健康志向の高まりとともに、今後も壮・老年層のスポーツ人口は増加するものと予想されることから、増加するスポーツ人口に対応した環境づくりを進めることにより12%の成果向上を目指します。
- 「芸術文化に親しんでいる市民の割合」については、芸術文化団体数の増加及び発表の機会の拡充等により増加傾向にあります。今後も活動の場の提供や支援を行い5%の成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
スポーツ、芸術文化の振興	(1) スポーツ、芸術文化活動のきっかけづくり
	(2) 生涯スポーツ、芸術文化に親しむための環境づくり
	(3) スポーツ、芸術文化団体の育成

6. 基本事業の内容

(1) スポーツ、芸術文化活動のきっかけづくり

○市民がスポーツや芸術文化活動に取り組むきっかけとなる情報提供やスポーツ、芸術文化教室等を公民館、各種団体・組織と連携して行います。

(2) 生涯スポーツ、芸術文化に親しむための環境づくり

○一部の体育施設は老朽化しているため、その改修及び維持管理を計画的に進めます。

○文化施設については照明や音響等の設備の充実を図り、その効果によって芸術性をさらに高めていくことに努めます。

(3) スポーツ、芸術文化団体の育成

○地域における各種団体が行うスポーツ活動を支援するとともに、交流を促進するための働きかけを行います。

○市民の自発的な芸術文化活動が積極的に行われるよう支援します。



縄文の森駅伝大会



市民ギャラリーに展示されている作品
(国分シビックセンター)

4-4 伝統文化の保存・継承

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	伝統文化に触れる機会を持つ
伝統文化	保存、継承される

2. 現状と課題

[現状]

- 本地区は、古くは縄文時代の大規模な定住化から始まり奈良時代には大隅国の中心地として栄えてきました。また、天孫降臨、クマソ・ハヤトにまつわる神話や伝説の郷でもあり、人々が暮らした痕跡である史跡や生活の中で育まれてきた郷土芸能、年中行事、伝統工芸などの「伝統文化」、いわゆる文化財が数多く残っています。
- 郷土芸能などの無形の伝統文化は、一部の地域や団体の保存活動によって傳承されています。これまでに途絶えた郷土芸能もありますが、地域の努力によって復活したものもあります。

[課題]

- 社会の急激な変動に伴い、伝統文化の中には失われつつあるものがあります。そのため、日常的に伝統文化に親しみ、学習する機会を設ける必要があります。そして保存・継承の気運を高めるために、担い手となる世代への理解を促すとともに、地域におけるリーダーを明確に位置付け、養成していく必要があります。
- 郷土芸能は地域の日常生活の中に根付いているものが多く、そのため他地域からの転入者にとっては参加しづらいという一面があります。また、継承においてはリーダーとしての役割を持つ語り部の存在が必要です。
- 豊かな文化財を有機的につなぎ、市民や観光客が文化財に親しむ環境づくりが求められています。そのためには、それぞれの文化財を調査し整備を図ることが必要です。

3. 方針

- 地域や保存団体が主体となって伝統文化を保存・継承し、市民が学び知る機会を設け、郷土づくりの意識や自発的な保存活動の高まりを促します。そのために、伝統文化や地域で行っている活動を、広く周知するための広報活動の強化に努めます。また、指定等の文化財や埋蔵文化財などの調査を進めるとともに、保存・整備を図ります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
伝統文化に触れている市民の割合	%	67.0	75.0
伝統文化の活動者数	人	2,450	2,450
保存継承される文化財の数	件	664	1,210

[設定理由]

- 「伝統文化に触れている市民の割合」については、市民が伝統文化に触れる機会の提供により郷土の歴史への認識を深めてもらうとともに、伝統文化を大切にする心を育み、8%の成果向上を目指します。
- 「伝統文化の活動者数」については、活動者の高齢化などに伴う後継者不足に苦慮している状況がありますが、地域が一体となった保存・継承を推進することにより現状の活動者数の維持に努めます。
- 「保存継承される文化財の数」については、市内にある文化財を後世に残すため、地域住民と連携を図りながら保存・継承を進めます。平成18年度現在、指定文化財を含む文化財で確認している数は664件ですが、今後もさらに文化財の調査を進め、546件の増加を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
伝統文化の保存・継承	(1) 伝統文化を学ぶ環境づくり
	(2) 保存団体への支援
	(3) 文化財の保存・整備
	(4) 文化財の活用

6. 基本事業の内容

(1) 伝統文化を学ぶ環境づくり

- 各地域の貴重な伝統文化を、市民に広く学んでもらうため、広報誌や冊子などを通じた情報提供に努めます。また、伝統文化を大切に思う心を育むため、伝統文化と親しく触れる機会の提供に努めます。

(2) 保存団体への支援

- 自治会の年間活動計画に伝統文化活動等を導入するなど、地域ぐるみで地域の歴

史や伝統を学ぶことのできる環境づくりに努めます。

○校区や自治会等の催しに伝統文化の発表時間を設けて発表の場を確保し、体験の共有を図ります。

(3) 文化財の保存・整備

○文化財を保護するために必要な整備を行います。また、文化財の指定については、文化遺産として年次的に登録するための調査を実施します。

○地域が主体となった文化財保護活動・環境整備推進のため、地区自治公民館、自治会等と連携し、文化財への理解と協力を求めています。また、文化財の保存・活用を担う地域リーダーを養成するための取り組みを行います。

(4) 文化財の活用

○市内に点在している文化財の案内表示等を年次的に整備し、史跡めぐりコースの設定を行うことで、市民が郷土の歴史への理解を深めるとともに、観光資源としての活用も検討していきます。



上野原縄文の森



霧島神宮お田植祭り

4-5 学習機会の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	生涯にわたって自らが意欲をもって学習する

2. 現状と課題

[現状]

- 市が主催する全ての講座については、市内に居住、勤務、通学する人であれば、受講することができます。
- 公民館講座の受講状況には偏りがあります。また、自主的に行う学習活動についても地区ごとの差異が見られます。
- 平成18年度の図書館の本の貸し出し冊数は、平成17年度に比べ約3万冊増えています。
- 「学習を全く行っていない割合」については、市民意識調査（平成18年度）によると、41%となっており、市民の学習意欲はまだまだ低い状況にあると考えられます。

[課題]

- 市民が少しでも多くの学習機会に触れることができるよう、「いつでも・どこでも・だれでも」学習できる環境を整備していく必要があります。
- 公民館講座は、講座の内容によって受講希望に偏りがあるので、市民のニーズを十分把握し、それに対応した講座を開設する必要があります。
- 市民意識調査（平成18年度）において、「学習を全く行っていない」と答えた割合の多い就労年代層の学習意欲を向上させることが必要です。

3. 方針

- 学習活動の場を確保し、学習内容を充実させるとともに、より多くの市民の参加を呼びかけるなど、学習に関する情報提供に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成18年度 (現状値)	平成24年度 (目標値)
学習している市民の割合	%	51.0	55.0

[設定理由]

- 「学習している市民の割合」については、市民意識調査（平成18年度）によると51%と半数を超えていますが、「全く学習をしていない割合」についても41%と高い状況にあります。今後、講座開設時間等に配慮するなど学習に参加しやすい環境づくりに努めることにより4%の成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
学習機会の充実	(1) 学習環境づくり
	(2) 学習活動の推進

6. 基本事業の内容

(1) 学習環境づくり

- 市内のどの地区でも学べる学習環境づくりを推進します。
- 本市及び市内各地区に関する学習テーマを設定するなど、地域に根ざした学習活動及び公益性のある学習活動を推進します。
- 図書及び電算ネットワークシステムの整備等を行い、本の貸し出しの簡素化を図ります。

(2) 学習活動の推進

- 青年層のニーズに合った夜間講座等の開設を行います。
- 自ら進んで学習できる場の提供を行うとともに、学習を通じたネットワーク（仲間）づくりを推進します。
- 土・日・祝日を利用した講座の開設を行います。
- 指導者としての地域人材を発掘するなど、身近な学習の場の確保に努めます。
- 大学や企業、^{*}NPO等の団体と連携し、公開講座や出前講座等ができる体制を整えます。

※NPO「Non Profit Organization（非営利組織）」の略称

ボランティア団体をはじめとする営利を目的としない、自発的・自立的な社会貢献活動を行う市民活動団体をいいます。法人格の有無を問いません。